

## 議案第4号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成31年1月30日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 中尾昌弘

### 理由

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正等により、低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第5条から第11条まで」を「第7条及び第8条」に改め、「所得割額又は」を削る。

第15条第1項第1号中「次号から第4号まで」を「以下この条」に改め、「の金額」を削り、「第3号、第4号及び次項」を「以下この条」に、「合計額」を「金額の合計額」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に、「27万5千円」を「28万円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」を「51万円」に改め、同号を同項第3号とし、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改める。

第16条第1項中「から第3号まで及び第2項」を「及び第2号」に改める。

附則第2条中「第3号及び第4号」を「第2号及び第3号」に改める。

附則第3条（見出しを含む。）中「平成29年度」を「平成31年度」に改め、同条中「第15条若しくは」を「平成31年度においては第15条若しくは」に改め、「から第6条まで」を削る。

附則第4条から第6条までを次のように改める。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）  
第4条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、保険料の賦課期日（同号に規定する保険料の賦課期日をいう。附則第6条において同じ。）に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「10分の8」とする。

2 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。

（平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に

規定する基準に従い」とあるのは「平成32年度においては第15条若しくは第16条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第6条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(保険料の賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。

附則第7条から第9条までを削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例・新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第12条 (略) (保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第7条及び第8条の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額及び第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、その減免する額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第14条 (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) 当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金</p>	<p>第1条～第12条 (略) (保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額及び第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、その減免する額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第14条 (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) 当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。次号から第4号までにおいて同じ。)現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。第3号、第4号及び次項において同じ。)の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、<u>前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額</u></p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、<u>前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金</u></p>

新	旧
<p>額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に28万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に51万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により算定した控除する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。 (被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第16条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号及び第2号の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)</p>	<p>額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に27万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(4) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に50万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により算定した控除する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。 (被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第16条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)</p>

新	旧
<p>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>（平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p>第3条 <u>平成31年度</u>における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「<u>平成31年度</u>においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。</p> <p>（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）</p> <p>第4条 <u>平成31年度</u>において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、<u>保険料の賦課期日（同号に規定する保険料の賦課期日をいう。附則第6条において同じ。）に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「10分の8」とする。</u></p> <p>2 <u>平成31年度</u>において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</p> <p>（平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p>第5条 <u>平成32年度</u>における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「<u>平成32年度</u>においては第15条若しくは第16条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。</p>	<p>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額」と、同項第3号及び第4号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>（平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p>第3条 <u>平成29年度</u>における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「<u>第15条若しくは第16条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い</u>」とする。</p> <p>（平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）</p> <p>第4条 <u>平成29年度</u>における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</p> <p>2 前項の規定は、平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。</p> <p>（平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）</p> <p>第5条 <u>平成29年度</u>における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した控除する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ</p>

新	旧
<p>(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第6条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(保険料の賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>る。</p> <p>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p>第6条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者とあるのは「被保険者(前条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。</p> <p>(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第7条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第8条若しくは第9条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第8条に規定する基準に従い、」とし、「減額するものとした場合にあっては、」とあるのは「減額するものとした場合にあっては、それぞれ」とする。</p> <p>(平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第8条 平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</p> <p>2 前項の規定は、平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。</p> <p>(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p>第9条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者とあるのは、「限る。)」とする。</p>